航空法施行規則

1. 案内情報

① 手続名: 装備品等の型式適合認定検査② 手続根拠: 航空法施行規則第15条第1項

③ 手続対象者 : 装備品等の製造者

④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。

⑤ 提出方法 : 添付書類とともに、国土交通省の以下のいずれかの部署に提出してください。

装備品等の所在地(受検希望地)が静岡県、長野県、新潟県以東の場合:

東京航空局保安部運用課

装備品等の所在地(受検希望地)が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合:

大阪航空局保安部運用課

⑥ 手数料 : なし

⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先:

東京航空局保安部運用課 03-5275-9321 (内線 7517) 大阪航空局保安部運用課 06-6949-6229 (内線 5217)

② 受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口:

東京航空局保安部航空機検査官室 03-5275-9325 (内線 7584, 7585) 大阪航空局保安部航空機検査官室 06-6949-6235 (内線 5263, 5264)

3. 手続情報

① 審査基準 : 航空法施行規則第 14 条

通達「型式承認及び仕様承認要領」(昭和44年空検第21号)

② 標準処理期間 : 1ヶ月

③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)